

第22期第1回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年4月9日（金） 11:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 仮議長の選出について（協議）

(2) 会長の選任について（協議）

(3) 副会長の選任について（協議）

(4) 各連合海区の漁業調整委員の選任について（協議）

① 福岡県連合海区

② 筑肥連合海区

③ 響灘連合海区

④ 日本海・九州西広域

(5) 筑肥漁場協議会への出席委員（1名）の選出について（協議）

(6) その他

4 追加議題

(1) 令和3年上期土石採取計画変更について（協議）

追加資料1

(2) 雑魚囲いさし網漁業の許可隻数について（協議）

追加資料2

3漁管第131号
令和3年4月7日

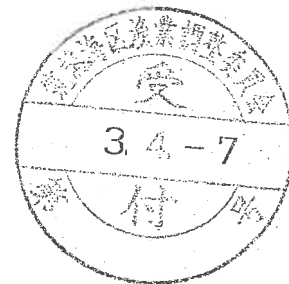
筑前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長
(漁 業 調 整 係)



令和3年上期土石採取計画変更について (協議)

このことについて、令和3年4月7日付け3港第11号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



令和3年上期土石採取計画変更について

変更前(R3上期当初)

単位:万m³

採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種 漁場 外											小計	合計		
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	粕原	岩屋	白島	白島西				
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00												12.00	12.00
		計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	8.00	6.50	3.50	9.50	5.50	7.80	10.50							51.30	51.30
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								8.00	2.00				10.00	10.00	
		計画								7.20	1.80				9.00	9.00	
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								2.50	2.50	22.50	22.50	50.00	50.00		
		計画								2.50	2.50	21.00	21.00	47.00	47.00		
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	10.50	4.50	22.50	22.50	181.00	181.00		
		計画	14.00	12.50	3.50	9.50	5.50	7.80	10.50	9.70	4.30	21.00	21.00	119.30	119.30		

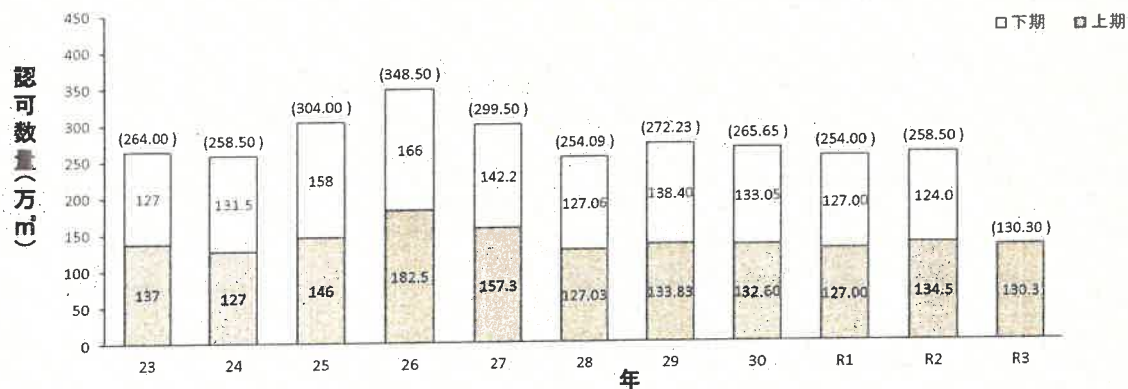


変更後

単位:万m³

採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種 漁場 外											小計	合計		
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	粕原	岩屋	白島	白島西				
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00												12.00	12.00
		計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00						109.00	109.00	
		計画	11.10	7.50	4.40	10.50	6.85	9.65	12.30						62.30	62.30	
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								8.00	2.00				10.00	10.00	
		計画								7.20	1.80				9.00	9.00	
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								2.50	2.50	22.50	22.50	50.00	50.00		
		計画								2.50	2.50	21.00	21.00	47.00	47.00		
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	10.50	4.50	22.50	22.50	181.00	181.00		
		計画	17.10	13.50	4.40	10.50	6.85	9.65	12.30	9.70	4.30	21.00	21.00	130.30	130.30		

土石採取認可数量の推移(過去10年間)



3 港 第 1 1 号
令和3年4月7日

農林水産部水産局漁業管理課長 殿
(漁業調整係)

県土整備部港湾課長
(管理係)

令和3年上期土石採取計画変更について（協議）

このことについて、下記のとおり採取計画の変更認可申請がありましたので、変更認可数量について事前協議します。

記

申請者名	採取区域	原認可年月日	変更内容
博多海砂採取協業組合	小呂島南西沖	令和3年3月17日 2港砂第66号	採取する砂利の数量増加 80,000 m ³ →111,000 m ³
博多海砂採取協業組合	烏帽子島北沖	令和2年12月28日 2港砂第43号	採取する砂利の数量増加 65,000 m ³ →75,000 m ³
博多海砂採取協業組合	小呂島南東沖	令和2年12月28日 2港砂第44号	採取する砂利の数量増加 35,000 m ³ →44,000 m ³
博多海砂採取協業組合	長間礁北沖	令和2年3月17日 2港砂第67号	採取する砂利の数量増加 95,000 m ³ →105,000 m ³
博多海砂採取協業組合	栗ノ上沖	令和2年12月28日 2港砂第46号	採取する砂利の数量増加 55,000 m ³ →68,500 m ³
博多海砂採取協業組合	栗ノ上西沖	令和2年12月28日 2港砂第47号	採取する砂利の数量増加 78,000 m ³ →96,500 m ³
博多海砂採取協業組合	宗像沖	令和3年3月17日 2港砂第68号	採取する砂利の数量増加 105,000 m ³ →123,000 m ³

* 申請書類は別添のとおり

県土整備部港湾課
管理係 小林
内 線 4556



令和3年3月12日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎 様

福岡市漁業協同組合
代表理事組合長 藤野 秀司



雑魚囲さし網漁業の許可隻（枠）数に関する要望書

平素より、漁業振興に関しましては、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

当組合は、水産物の安定供給のため、日夜努力しております。

雑魚囲さし網漁業については、博多湾（筑共第8号）漁業権管理委員会にて、許可隻（枠）数43隻で調整しておりますが、雑魚囲さし網漁業を希望する組合員が多く許可隻（枠）数内に収まらない状況となっております。

つきましては、水産物の安定供給を図るため、また、意欲ある組合員の希望に答えるため、各段のご配慮の上、雑魚囲さし網漁業の博多湾での許可隻（枠）数を43隻から46隻に3枠追加して頂きたいと要望します。

なお、事前に港湾空港局の同意を得ていることを申し添えます。

記

1. 要望許可隻（枠）数

	能古	姪浜	箱崎	伊崎	志賀島	合計
許可隻数	5	20	5	9	4	43
追加隻数		3				3
要望隻数	5	23	5	9	4	46



令和3年3月12日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎 様

筑共第8号漁業権管理
会長 半田 孝之



雑魚囲さし網漁業の許可隻（枠）数に関する要望書

平素より、漁業振興に関しましては、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

我々漁業者は、水産物の安定供給のため、日夜努力しております。

博多湾（筑共第8号）漁業権管理委員会において、許可隻（枠）数43隻で調整しておりますが、雑魚囲さし網漁業を希望する漁業者が多く許可隻（枠）数内に収まらない状況となっております。

つきましては、水産物の安定供給を図るため、また、意欲ある漁業者の希望に答えるため、各段のご配慮の上、雑魚囲さし網漁業の博多湾での許可隻（枠）数を43隻から46隻に3枠追加して頂きたいと要望します。

なお、事前に港湾空港局の同意を得ていることを申し添えます。

記

1. 要望許可隻（枠）数

	能古	姪浜	箱崎	伊崎	志賀島	合計
許可隻数	5	20	5	9	4	43
追加隻数		3				3
要望隻数	5	23	5	9	4	46



福岡湾雑魚囲いさし網漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
福岡地区	43 <u>46</u>	福岡市

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(4) 漁業を営む者の資格

(1)に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。
福岡市港湾空港局の同意のある者

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

埼

- (1) 福岡市東区志賀島夫婦石埼鼻と福岡市西区今津大原津舟崎を結んだ直線と陸岸とによって囲まれた区域以外の海域においては操業してはならない。
- (2) 網丈は、5メートル以下でなければならない。
- (3) 使用する網は、一重網でなければならない。
- (4) 使用する網の目合いは、4.7cmから6.5cmまででなければならない。
- (5) 使用する網漁具1統あたりの総延長は、浮子方で400メートル以内でなければならない。
- (6) 1隻が1回の操業で使用する網漁具の量は2統以内でなければならない。
- (7) 集魚又は威嚇を目的して火光を使用してはならない。
- (8) 使用する網漁具の両端に浮標（夜間においては灯浮標）を付けなければならない。

ならない。

(9) 船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。

4 申請書の添付書類等

(1) 福岡市港湾空港局の同意書

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

6 その他

県は、以下の事項について、関係漁業者の指導に努めるものとする。

(1) 主にヒイラギを対象として操業を行い、他漁業種類と魚種や漁場の競争が生じないようにすること。

(2) 別紙のとおり博多湾（筑共第8号）漁業権管理委員会が定めた当該漁業種類に関する申し合わせ事項を遵守すること。

附 則

1 この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

2 令和3年4月 日一部改正する（許可する船舶等の数の上限）。

別紙

1 注意事項について

平成 11 年 12 月 16 日開催第 4 回博多湾漁業権管理委員会で承認された申し合わせ事項を遵守し、トラブルの防止に努めるよう、許可証に記載する。

○博多湾漁業権管理委員会の申し合わせ事項

- (1) 区画漁業権漁場内、港の入り口及び航路での操業は禁止する。
- (2) 船舶の航行を妨げる水深では、網漁具の使用統数は 1 統までとする。
- (3) 一本釣り漁業が、夜間に焚き寄せた魚を目的として操業することは禁止する。
- (4) ヒイラギを主な目的として操業し、対象魚種や漁場に関して、他種漁業とのトラブル防止に努めること。

